

「修正国際基準の適用（案）」

「修正国際基準の適用」（2017 年 4 月 11 日公表）を次のように改正する（改正部分に網掛を付している。）。

公開草案	現行
<p>修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）</p> <p>修正国際基準の適用</p> <p style="text-align: right;">2015 年 6 月 30 日 改正 2016 年 7 月 25 日 改正 2017 年 4 月 11 日 最終改正 XXXX 年 XX 月 XX 日 企業会計基準委員会</p>	<p>修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）</p> <p>修正国際基準の適用</p> <p style="text-align: right;">2015 年 6 月 30 日 改正 2016 年 7 月 25 日 最終改正 2017 年 4 月 11 日 企業会計基準委員会</p>
<p>適用時期 (中 略)</p> <p>6. XXXX 年 XX 月改正の本文書は、公表日以後開始する連結会計年度より適用する。ただし、公表日を含む連結会計年度に係る連結財務諸表に適用することができる。この場合、四半期連結財務諸表に関しては、翌連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用する。</p>	<p>適用時期 (中 略)</p> <p>6. 2017 年 4 月改正の本文書は、公表日以後開始する連結会計年度より適用する。ただし、公表日を含む連結会計年度に係る連結財務諸表に適用することができる。この場合、四半期連結財務諸表に関しては、翌連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用する。</p>
<p>別紙 1 当委員会が採択した IASB により公表された会計基準等 (中 略)</p> <p>会計基準（2016 年 12 月 31 日現在で公表されている会計基準のうち、2017 年 12 月 31 日までに発効するもの、並びに、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（2014 年 5 月公表）、</p>	<p>別紙 1 当委員会が採択した IASB により公表された会計基準等 (中 略)</p> <p>会計基準（2016 年 9 月 30 日現在で公表されている会計基準のうち、2017 年 12 月 31 日までに発効するもの）</p>

公開草案	現行																								
<p>「IFRS 第 15 号の発効日」(2015 年 9 月公表) 及び「IFRS 第 15 号の明確化」(2016 年 4 月公表)</p> <table border="1" data-bbox="253 336 1149 564"> <thead> <tr> <th colspan="2">会計基準の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中 略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>IFRS 第 14 号</td> <td>「規制繰延勘定」</td> </tr> <tr> <td>IFRS 第 15 号</td> <td>「顧客との契約から生じる収益」</td> </tr> <tr> <td>* IAS 第 1 号</td> <td>「財務諸表の表示」</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(以下 略)</td> </tr> </tbody> </table>	会計基準の名称		(中 略)		IFRS 第 14 号	「規制繰延勘定」	IFRS 第 15 号	「顧客との契約から生じる収益」	* IAS 第 1 号	「財務諸表の表示」	(以下 略)		<table border="1" data-bbox="1193 336 2089 564"> <thead> <tr> <th colspan="2">会計基準の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中 略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>IFRS 第 14 号</td> <td>「規制繰延勘定」</td> </tr> <tr> <td>(項目追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>* IAS 第 1 号</td> <td>「財務諸表の表示」</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(以下 略)</td> </tr> </tbody> </table>	会計基準の名称		(中 略)		IFRS 第 14 号	「規制繰延勘定」	(項目追加)		* IAS 第 1 号	「財務諸表の表示」	(以下 略)	
会計基準の名称																									
(中 略)																									
IFRS 第 14 号	「規制繰延勘定」																								
IFRS 第 15 号	「顧客との契約から生じる収益」																								
* IAS 第 1 号	「財務諸表の表示」																								
(以下 略)																									
会計基準の名称																									
(中 略)																									
IFRS 第 14 号	「規制繰延勘定」																								
(項目追加)																									
* IAS 第 1 号	「財務諸表の表示」																								
(以下 略)																									
<p>解釈指針 (2016 年 12 月 31 日現在で公表されている解釈指針のうち、2017 年 12 月 31 日までに発効するもの) (以下 略)</p>	<p>解釈指針 (2016 年 9 月 30 日現在で公表されている解釈指針のうち、2017 年 12 月 31 日までに発効するもの) (以下 略)</p>																								
<p>(参考) 2016 年 12 月 31 日現在で IASB により公表されている会計基準等のうち、当委員会によるエンドースメント手続を完了していないもの</p>	<p>(参考) 2016 年 9 月 30 日現在で IASB により公表されている会計基準等のうち、当委員会によるエンドースメント手続を完了していないもの</p>																								
<table border="1" data-bbox="253 895 1149 1362"> <thead> <tr> <th>当委員会によるエンドースメント手続を完了していない会計基準等</th> <th>公表時期</th> <th>各基準等の発効</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(項目削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>IFRS 第 9 号「金融商品」(2014 年)</td> <td>2014 年 7 月</td> <td>2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効</td> </tr> <tr> <td>「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は拠出」</td> <td>2014 年 9 月</td> <td>IASB が決定する日 (2016 年 12</td> </tr> </tbody> </table>	当委員会によるエンドースメント手続を完了していない会計基準等	公表時期	各基準等の発効	(項目削除)			IFRS 第 9 号「金融商品」(2014 年)	2014 年 7 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効	「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は拠出」	2014 年 9 月	IASB が決定する日 (2016 年 12	<table border="1" data-bbox="1193 895 2089 1362"> <thead> <tr> <th>当委員会によるエンドースメント手続を完了していない会計基準等</th> <th>公表時期</th> <th>各基準等の発効</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」 「IFRS 第 15 号の発効日」 「IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の明確化」</td> <td>2014 年 5 月 2015 年 9 月 2016 年 4 月</td> <td>2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効</td> </tr> <tr> <td>IFRS 第 9 号「金融商品」(2014 年)</td> <td>2014 年 7 月</td> <td>2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効</td> </tr> <tr> <td>「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は拠出」</td> <td>2014 年 9 月</td> <td>IASB が決定する日 (2016 年 9 月</td> </tr> </tbody> </table>	当委員会によるエンドースメント手続を完了していない会計基準等	公表時期	各基準等の発効	IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」 「IFRS 第 15 号の発効日」 「IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の明確化」	2014 年 5 月 2015 年 9 月 2016 年 4 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効	IFRS 第 9 号「金融商品」(2014 年)	2014 年 7 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効	「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は拠出」	2014 年 9 月	IASB が決定する日 (2016 年 9 月
当委員会によるエンドースメント手続を完了していない会計基準等	公表時期	各基準等の発効																							
(項目削除)																									
IFRS 第 9 号「金融商品」(2014 年)	2014 年 7 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効																							
「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は拠出」	2014 年 9 月	IASB が決定する日 (2016 年 12																							
当委員会によるエンドースメント手続を完了していない会計基準等	公表時期	各基準等の発効																							
IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」 「IFRS 第 15 号の発効日」 「IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の明確化」	2014 年 5 月 2015 年 9 月 2016 年 4 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効																							
IFRS 第 9 号「金融商品」(2014 年)	2014 年 7 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効																							
「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は拠出」	2014 年 9 月	IASB が決定する日 (2016 年 9 月																							

公開草案			現行		
(IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正) 「IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正の発効日」	2015 年 12 月	月 31 日現在未定) 以後開始する事業年度から発効	(IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正) 「IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正の発効日」	2015 年 12 月	30 日現在未定) 以後開始する事業年度から発効
IFRS 第 16 号「リース」	2016 年 1 月	2019 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効	IFRS 第 16 号「リース」	2016 年 1 月	2019 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効
「株式に基づく報酬取引の分類及び測定」(IFRS 第 2 号の修正)	2016 年 6 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効	「株式に基づく報酬取引の分類及び測定」(IFRS 第 2 号の修正)	2016 年 6 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効
「IFRS 第 9 号『金融商品』の IFRS 第 4 号『保険契約』との適用」(IFRS 第 4 号の修正)	2016 年 9 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効(ただし、一部の取扱いは 2018 年 1 月 1 日より前に発効する場合がある。)	「IFRS 第 9 号「金融商品」の IFRS 第 4 号「保険契約」との適用」(IFRS 第 4 号の修正)	2016 年 9 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効(ただし、一部の取扱いは 2018 年 1 月 1 日より前に発効する場合がある。)
「IFRS 基準の年次改善 2014-2016 年サイクル」による IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」及び IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正	2016 年 12 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効	(項目追加)		
IFRIC 第 22 号「外貨建取引と前払・前受対価」	2016 年 12 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効	(項目追加)		
「投資不動産の振替」(IAS 第 40 号の修正)	2016 年 12 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効	(項目追加)		

以上